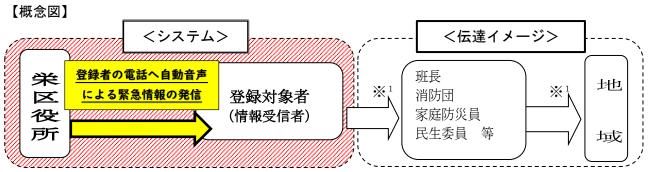
区連会 5 月定例会資料 令和5年5月 22 日 (月) 総 務 課 防 災 担 当

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について(依頼)

栄区では風水害時などに緊急情報の伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への緊急情報の提供体制の強化を図っています。

新年度を迎え、システムの登録対象者の電話番号の登録について、更新を行います。

1 緊急時情報伝達システムのイメージ



※¹ 登録対象者(情報受信者)から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。 状況に応じてご対応ください。

2 システムの登録対象者(情報受信者)

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会·町内会長等^{※2}
- (3) 地域防災拠点運営委員長
- (4) 即時避難指示対象世帯
 - ※²自治会・町内会長は原則登録対象とし、更に防災担当役員の方など1名まで追加登録する ことができます。

3 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話(固定・携帯)へ自動音声で発信します。

例) 台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所(○○学校、○○学校、○○学校、○○学校、○○学校)開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

4 申請方法

登録対象者の方については、原則全員登録していただくようお願いします。

- (1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記担当まで、直接ご持参いただくか、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。 メールでの申請の場合は 本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上 お申込みくだ
 - メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みくだ さい。
- (2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。
- (3) 地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

5 申請期限

令和5年6月30日(金)まで (申請期限後の追加登録や登録者、登録番号の変更もできます。)

6 添付資料

(1) 別紙1 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

担 当: 栄区総務課(41番窓口) 芦葉・市野

電 話:045-894-8312 FAX:045-895-2260

メール: sa-bosai@city.yokohama.jp